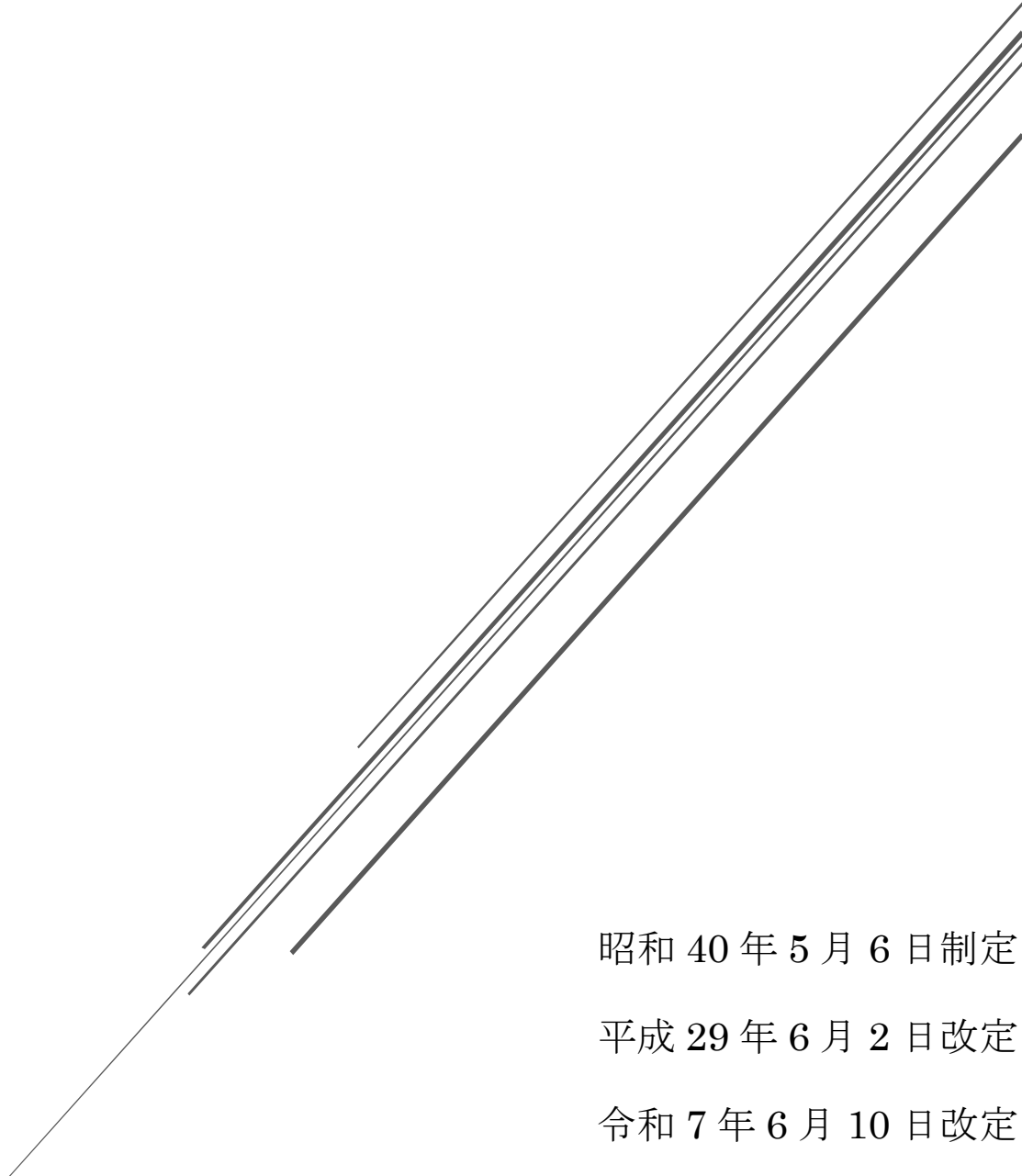


島根経済同友会会則



昭和 40 年 5 月 6 日制定

平成 29 年 6 月 2 日改定

令和 7 年 6 月 10 日改定

第1章 総 則

- 第1条 本会は島根経済同友会と称する。
- 第2条 本会は経済人としての職能的立場から日本経済の進歩と安定に寄与し併せて会員相互の啓発親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は経済同友会及び各地経済同友会との緊密な提携の下に本会の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 経済問題に関する調査・研究
 - (2) 経済政策に関する審議・立案・建議
 - (3) 講演会・研究会・座談会・討論会の開催
 - (4) その他目的達成に必要となる事業
- 第4条 本会の地区は島根県一円とする。

第2章 会 員

- 第5条 本会は本会の趣旨に賛同する進歩的な経済人で島根県内に所在する事業経営者、会社または経済団体の役員または幹部職員であるものをもって構成する。
- 第6条 会員の入会・交替
- (1) 本会の趣旨に賛同するものであつて、常任幹事会で承認されたものは入会することができる。
 - (2) 会員の入会・交替については常任幹事会が決定する。
- 第7条 会員の退会
- (1) 退会の届出
 - (2) 会員資格の喪失
 - (3) 本人の死亡
 - (4) 会員として不適当と認め常任幹事会で除名の決議があつた場合

第3章 役員・顧問及び参与

- 第8条 本会は次の役員をおく。
- | | |
|-------|------|
| 代表幹事 | 3名以内 |
| 副代表幹事 | 若干名 |
| 特別幹事 | 若干名 |
| 常任幹事 | 若干名 |
| 幹 事 | 若干名 |

監 事 2 名

第 9 条 役員の任期

役員の任期は 2 年とする。但し、重任を妨げない。

第 10 条 役員の選任

- 1 代表幹事は役員会の推薦を得て総会で選任する。
- 2 副代表幹事は常任幹事会または支部の推薦により総会で選任する。
但し、定時総会後の支部総会で新しく支部長が選任された場合には、新支部長は旧支部長と交替して副代表幹事に選任されたものとする。旧支部長は常任幹事となる。
- 3 常任幹事・幹事及び監事は総会において会員の中から選任する。

第 11 条 役員の職務

- 1 代表幹事は会務を統轄する。
- 2 副代表幹事は代表幹事を補佐し、会務を総括する。
- 3 常任幹事は正副代表幹事を補佐し、会務の審議にあたる。
- 4 幹事は会務の処理にあたる。
- 5 監事は本会の財産状況を監査する。

第 12 条 特別幹事

- 1 本会に特別幹事をおくことができる。
- 2 本会の代表幹事であった会員を特別幹事とすることができる。特別幹事は、任期の定めのない幹事とする。
- 3 特別幹事は常任幹事会の推薦により代表幹事が委嘱する。

第 13 条 顧問・会友

- 1 本会に名誉顧問・顧問・会友をおくことができる。
- 2 名誉顧問・顧問・会友は常任幹事会において推薦する。

第 14 条 参与

- 1 専門的事項について協力を得るために参与をおくことができる。
- 2 参与は代表幹事が委嘱する。

第 4 章 会 議

第 15 条

- 1 当会の会議は総会、役員会、常任幹事会、代表幹事会とし、総会は定時総会及び臨時総会とする。
- 2 定時総会は毎年 1 回 6 月初旬に開催し、代表幹事がこれを招集する。
- 3 臨時総会は次の場合に開催する。

- (1) 会員総数の 5 分の 1 以上から開催の請求がなされたとき。
- (2) 役員総数の 3 分の 1 以上から開催の請求がなされたとき。
- (3) 代表幹事が召集する必要を認めたとき。

第 16 条 総会の決議事項

本会則に定められたものの外、次の事項は総会の決議を必要とする。

- (1) 会則の変更
- (2) 会費の金額決定及び徴収方法
- (3) 収支予算及び決算の承認
- (4) 本会の解散
- (5) その他本会運営の基本事項

第 17 条 役員会

- 1 役員会は、正副代表幹事、特別幹事、常任幹事、幹事、監事をもって構成し、総会提出事項及び会務に関することを審議する。
- 2 役員会は代表幹事がこれを召集する。

第 18 条 常任幹事会

- 1 常任幹事会は、正副代表幹事、特別幹事、常任幹事をもって構成し、会務の運営・審議を行う。
- 2 常任幹事会は、代表幹事がこれを招集する。
- 3 監事は常任幹事会に出席し意見を述べることができる。

第 19 条 代表幹事会

代表幹事会は代表幹事、副代表幹事で構成し、基本的な会務方針等を決議する。

第 5 章 委 員 会

第 20 条

- 1 本会の事業活動を遂行するため、代表幹事の指示により常設並びに特別の委員会をおく。
- 2 各委員会に次の委員をおく。

アドバイザー	若干名
委員長	1 名
副委員長	若干名
委員	若干名
- 3 委員は代表幹事が常任幹事・幹事・一般会員の中から選任する。
- 4 委員会の活動は正副委員長・委員合議の上決定し、全会員を対象に事業を行う。

第6章 支 部

第21条

- 1 本会に支部をおくことができる。
- 2 支部に次の役員をおく。
支部長、副支部長
- 3 支部に目的に応じた委員会をおくことができる。
- 4 支部に活動費として当該支部の会員会費及び役員会費の6割を充当する。

第7章 事 務 局

第22条 本会は事務を処理するため事務局をおく。

第23条

- 1 事務局長は代表幹事が委嘱する。
但し、代表幹事会の承認を必要とする。
- 2 代表幹事は必要に応じて代表幹事企業等から事務局員の派遣を要請する。

第8章 会 計

第24条 本会の会費は会員の会費・寄付金その他の収入をもってあてる。

第25条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

細 則

第1条 入会を希望するものは、本会会員の推薦により、所定の申込用紙を用いて代表幹事宛申し込み、常任幹事会の承認を得なければならない。

第2条 本会の会議には、原則として代理人の出席はできない。

第3条 本会の会費並びに入会金は年額次のとおりとする。

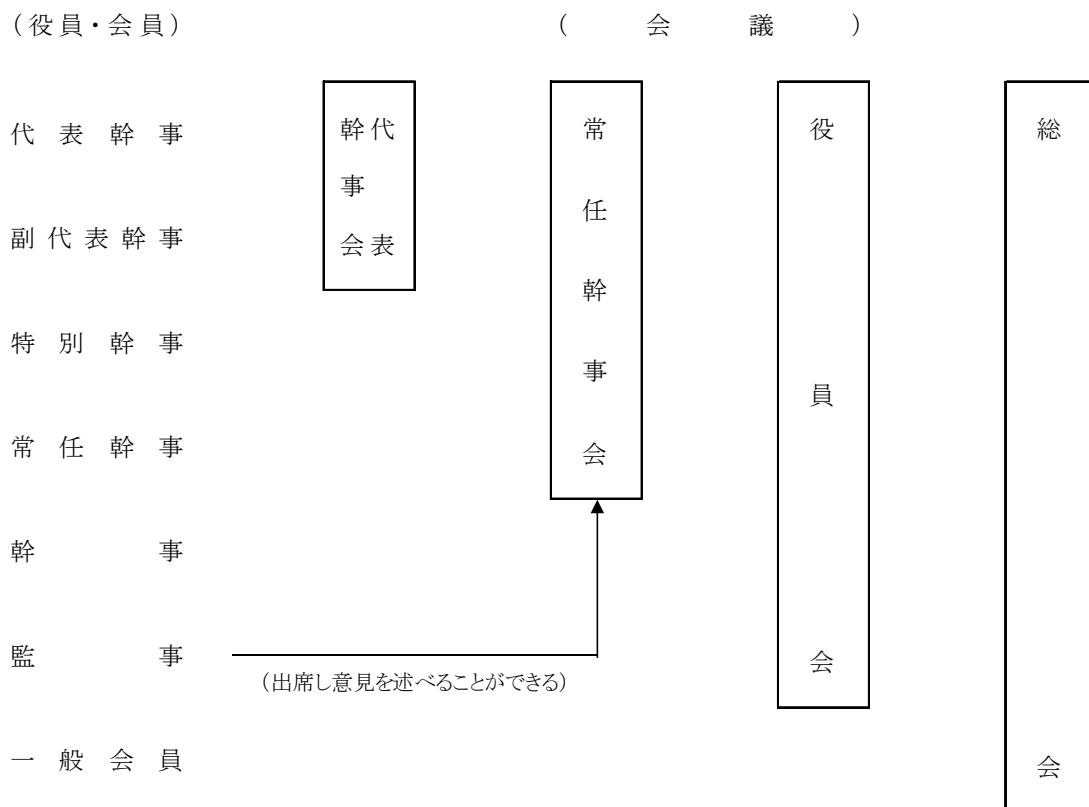
代 表 幹 事	250,000 円
副代表幹事	120,000 円
特 別 幹 事	100,000 円
常 任 幹 事	100,000 円
幹 事 ・ 監 事	90,000 円
会 員	60,000 円
入 会 金	10,000 円

第4条

- 1 会費は毎年所定の納期までに納めなければならない。
- 2 新入会員については、入会と同時に第3条に規定する会費並びに入会金を納めなければならない。但し、年度途中入会の会費は月割りとする。
- 3 既納の会費は一切返還しない。

第5条 本細則の改廃は、総会の決議による。

役員体制と会議



委員体制

